

業務仕様書

1 業務名

藤野野外スポーツ交流施設給水設備保全業務

2 業務概要

藤野野外スポーツ交流施設の給水ポンプユニットが経年劣化により、No.2 ポンプが停止しているため、機器を更新する保全業務を行う。

3 履行場所

藤野野外スポーツ交流施設（札幌市南区藤野473番地1）

4 履行期間

契約締結日から令和7年1月17日まで

※現地作業については、11月1日（金）～30日（土）の間で実施すること。

5 業務内容

(1) 給水ポンプユニット規格

ア 既存機器の規格

| 記号 | 仕様 | 型式 | 備考 |
|------|--|-------------|--------|
| PU-1 | 630L/min×23m、三相 200V、2.2kW×2 並列交互運転 | 50UBPMD52.2 | 荏原製作所製 |

イ 更新機器の規格

更新機器は既存機器の規格と同程度の能力を満たすものとし、下記の適合品を想定すること。

【適合品】

| メーカー | 型式 | 仕様 | 数量 |
|--------|-------------|--|----|
| 株荏原製作所 | 50BDPME52.2 | 800L/min×15.5m、三相 200V、2.2kW×2 並列交互運転 | 1台 |

ウ 適合品以外の機器の選定

適合品以外で見積る場合は、担当者にカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、確認及び承認を受けること。

(2) 作業項目

ア 撤去

- ・既存給水ポンプユニットを撤去すること。
- ・既存給水ポンプユニットの基礎は再利用し、架台は撤去すること。

イ 据付

- ・給水ポンプは、原則、既存基礎を流用して据え付けること。
- ・給水ポンプの架台は防振架台とすること。

ウ 配管作業

- ・配管は吸込み、吐き出しともに、仕切弁前までを更新すること（撤去した保温の復旧含む）。
- ・吸込側の配管の高さ調整が難しい場合は、受水槽から仕切弁間の配管を更新して対応すること（防振継手、仕切弁は既設流用）。ただし、既存部品を流用することにより、新規配管に支障が出る場合は、更新することは可能とする。この経費については、配管部材の費用に計上すること。

エ 電気作業

- ・給水ポンプへの動力線等の離線・結線を行うこと。

オ 試運転調整

- ・据付後、機器が正常に動作することを確認すること。

カ その他

- ・更新作業に支障が出る備品については、施設側で可能な限り移動を行うため、事前に移動する備品については施設側と協議を行うこと。

(3) 作業条件

- ・10月31日（木）まで夏営業を行っており、12月1日（日）から冬営業を開始する。その期間は一般利用者がおり、給水ポンプを停止することが出来ないため、11月1日（金）～30日（土）で作業を実施すること。
- ・吸込側の配管の高さ調整のため、受水槽の水を抜く必要が出てきた場合は、事前に施設管理者と協議を行うこと。

(4) 産業廃棄物処理

産業廃棄物については適切に処分し、履行期間内にマニフェスト（A・E票）を提出すること。

(5) 作業工程表

現地作業の概略工程表を作成すること。

6 成果品

- (1) 完了届
- (2) 業務報告書（写真帳含む） ※施工前、施工中、施工後の写真を撮影すること。
- (3) マニフェスト

7 その他

- (1) 履行期間中に別途発注業務及び別途工事等が発生した場合、十分に調整の上、施設の運営管理への影響を最小限とするよう努めること。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、利用者の利便性や安全性を十分考慮すること。
- (4) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用

に留意すること。

- (5) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上、遺漏のないよう遂行すること。

給水設備保全業務更新部品一覧

| No | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 |
|----|-----------|--|----|----|
| 1 | 給水ポンプユニット | 50BDPME52.2 | 台 | 1 |
| 2 | 防振架台 | 給水ポンプユニット用 | 台 | 1 |
| 3 | 防振継手 | 50A TOZEN | 本 | 2 |
| 4 | 防振継手 | 65A TOZEN | 本 | 1 |
| 5 | 配管部材 | 継手類、支持金物含む ※受水槽から仕切弁間の配管更新が必要な場合は、この項目に費用を計上すること。 | 式 | 1 |
| | | | | |

※整備部品が廃番や規格変更により、入手が困難となった場合は、同等品が規格を満たしていることがわかるカタログ等を提出し、担当者の確認と承認を受けること。